

第15回 定時株主総会

招集ご通知

(4) 開催日時

2025年**12**月**9**日 (火曜日) 午前**10**時

開催場所

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1

当社本店

具 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

議決権行使について





書面の郵送又はインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年12月8日 (月曜日) 午後5時30分まで 株式会社ノエビアホールディングス

証券コード:4928

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1

株式会社ノエビアホールディングス

代表取締役社長 大倉俊

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに 掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、株主総会資料をご確認くださいますよう お願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面の郵送又はインターネット等により議決権を行使することが できます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年12月8日 **(月曜日)午後5時30分まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具



https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm





書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。 議決権行使書において議案の替否がない場合は、議案に賛成するものとさせていただきます。



インターネット等による議決権の行使

3ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、**上記の行使期限まで**に 議案に対する替否をご入力ください。

株主総会資料のうち以下の事項につきましては、本招集ご通知には記載しておりません。 当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、ご確認ください。

- ① 事業報告の一部
- ② 連結計算書類
- ③ 計算書類

株主総会資料に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト等に掲載をさせていただきます。



https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm



1 日 時 2025年12月9日 (火曜日) 午前10時 (受付開始午前9時)

2 場 所神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 当社本店

3 目的事項

報告 事項 第15期 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議 事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

4 請

議決権行使 について

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。 また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた 議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主 以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参 いただきますようお願い申し上げます。

株主総会資料は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。 以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会資料をご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト



https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



インターネット等による議決権行使のご案内



議決権行使期限

2025年**12**月**8**日(月曜日) 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法(スマート行使®)

スマートフォンやタブレットで、議決権行使コード及びパスワード を入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることが できます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙 に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力して ログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金は、株主さまのご負担になります。

議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net



1 議決権行使専用サイトヘアクセス

ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ・・・
 *ユサイトのご利用であっては、「インターカットによる場合ではついて) の配動物者をよく目録からただ。 ご丁美いたけらかは はらすすび ボウェオウルックしてください。
 ● 高速さばしる音は、100プラウザをリてください。
 【版へすすむ】
 【版へすすむ】
 【版へすすむ】
 「成へすすむ」

1 「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

議決権行使書用紙に記載された ② 「議決権行使コード」 を入力し、③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力



議決権行使書用紙に記載された **④「パスワード」**を入力し、**⑤「ご使用になる新しいパスワード」**を設定し、**⑥「登録」**をクリック

4 以降は画面の案内に従って 議案に対する賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方 法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能となりました。当社といたしましては、改正法の趣旨を踏まえ、感染症や自然災害を含む大規模災害発生時等のリスク低減や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考え、定款第13条第2項の新設を提案いたします。

変更の内容は以下のとおりであります。

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
第13条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終の日の 翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会 は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新設)	第13条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終の日の 翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会 は、その必要がある場合に随時これを招集する。 2.当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会と することができる。

第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となります。 つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位
1		更更重要的。 再任	代表取締役会長
2		俊 再任	代表取締役社長
3		弄	常務取締役
4		健 再任	取締役
5	松下幸	新任	常盤薬品工業㈱ 代表取締役社長 CEO
6	毛 鎗 晶 5	新任	㈱ノエビア 代表取締役社長 CEO
7		再任 社外 独立	社外取締役
8		再任	社外取締役
9	阿部絵美	事任 社外 独立	社外取締役
10	石 光 真 :	理 再任 独立	社外取締役
11	黒曲はるで	サイト	社外取締役
12	金 ケ 崎 絵	再任 社外 独立	社外取締役
13	富田業	再任 社外 独立	社外取締役

候補者番号

(1936年8月9日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1964年 4 月 ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを創業 1971年 6 月 ㈱ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを設立

たかし

俊

同社代表取締役社長

1978年 5 月 ㈱ノエビアに社名変更 同社代表取締役社長

2009年 9 月 同社代表取締役会長 2011年 3 月 同社代表取締役退任

当社代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

創業者として、当社グループ全体の発展に貢献しており、経営に関する豊富な経験と高い 見識を有していることから、取締役候補者と したものです。

■ 所有する当社の株式の数 1,000,000株

候補者番号

おお くら

(1964年1月16日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 9 月 ㈱ノエビア入社

1993年12月 同社取締役営業本部副本部長兼国際担当

1998年 2 月 同社常務取締役経営企画室長兼第一営業部担当兼

第四営業部担当

2001年12月 同社代表取締役副社長 2009年9月 同社代表取締役社長 2011年3月 同社代表取締役退任 当社代表取締役社長(現)

〈重要な兼職〉 ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO

取締役候補者とした理由

当社設立時から代表取締役社長としてグループ経営に取り組み、グループ全体の業績拡大において、中心的な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数 3.700.000株

候補者番号

(1957年6月10日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 1 月 (株) ノエビア入社

2007年12月 同社取締役経営企画部長兼広報・IR部担当

2009年12月 同社取締役上席執行役員経営企画部長

2011年3月 同社取締役退任

当社取締役上席執行役員経営企画部長

2013年12月 当社取締役上席執行役員経営企画部長兼広報・IR部長

2014年12月 当社取締役経営企画、広報・IR部門統括責任役員

2021年 9 月 当社常務取締役管理部門統括責任役員

2022年12月 当社常務取締役(現)

取締役候補者とした理由

当社において、グループ全体の管理部門を統括しており、豊富な経験と経営全般に関する 知識を有していることから、取締役候補者と したものです。

■ 所有する当社の株式の数 3,823株

株主総会参考書類

候補者番号

大 倉

たけし 健

(1995年7月24日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

おお くら

2020年4月 2021年9月 (株)三井住友銀行入行 当社入社

当社執行役員内部監査部門統括責任役員

2023年12月

当社取締役 (現)

〈重要な兼職〉ノエビア ユーエスエー インク Chairman

取締役候補者とした理由

当社において、グループ全体の内部監査部門 を統括しており、業務に関する高い見識を有 していることから、取締役候補者としたもの です。

所有する当社の株式の数 10.000株

候補者番号

まつ した こう ぞう 松下幸蔵

(1963年11月27日生)

新任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月 2013年12月 ㈱ノエビア入社

同社執行役員東日本営業部長 2014年11月 同社執行役員営業本部長

2016年10月

同社上席執行役員カウンセリング事業部長

2016年11月 2019年11月 同社取締役カウンセリング事業部門統括責任役員 常盤薬品工業㈱取締役配置事業部統括責任役員

2021年11月

同社取締役 (株常盤メディカルサービス代表取締役社長(現)

2023年7月 2024年9月 常盤薬品工業㈱代表取締役副社長 同社代表取締役社長 CEO (現)

〈重要な兼職〉常盤薬品工業㈱代表取締役社長 CEO

取締役候補者とした理由

常盤薬品工業㈱において代表取締役社長 CEOを務め、豊富な経験と経営全般に関する 知識を有していることから、取締役候補者と したものです。

所有する当社の株式の数

2,467株

候補者番号

け やり あき ひろ 毛鎗晶宏

(1966年7月13日生)

新任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月

㈱ノエビア入社

2012年1月 2016年11月 当社内部監查室課長代理 当社内部監査室室長

2022年9月

㈱ノエビア代表取締役副社長

2024年9月

同社代表取締役社長 CEO (現)

〈重要な兼職〉(株)ノエビア代表取締役社長 CEO

取締役候補者とした理由

㈱ノエビアにおいて代表取締役社長CEOを 務め、豊富な経験と経営全般に関する知識を 有していることから、取締役候補者とした ものです。

所有する当社の株式の数

4,860株

候補者番号

7

つち だ 土 田 りょう 京

(1968年7月4日生)



社外取締役 独 立 役 員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

 2002年 4 月
 東亜大学法学部助教授

 2003年 4 月
 名城大学法学部助教授

2010年 1 月 弁護士登録

法律事務所フロンティア・ロー入所(現)

2011年 4 月 大宮法科大学院大学教授 2014年 4 月 専修大学法学部教授

2017年11月 ユーピーアール(株)社外取締役(現)

2018年12月 当社社外監査役

2020年 4 月 上智大学法科大学院教授(現)

2021年12月 当社社外取締役 (現)

〈重要な兼職〉ユーピーアール㈱社外取締役

上智大学法科大学院教授

候補者番号

まなみ ま ほ 木 南 麻 浦

(1976年2月14日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、大学教授及び他社の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数 1.535株



社外取締役 独 立 役 員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年12月 弁護士登録

藏王法律事務所入所 2017年12月 当社社外取締役(現)

きなみ法律事務所開設 (現)

2019年6月 (㈱アドバネクス社外取締役 2022年6月 ソースネクスト(㈱社外監査役(現)

2024年 6 月 (㈱かわでん社外監査役 (現)

2025年3月 (㈱ポピンズ社外取締役(監査等委員)(現)

〈重要な兼職〉きなみ法律事務所代表

ソースネクスト(㈱社外監査役 (㈱かわでん社外監査役

(㈱ポピンズ社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、他社の社外取締役及び社外監査役として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数 723株

候補者番号

9

(1979年12月31日生)



社外取締役 独 立 役 員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年12月 弁護士登録

2016年8月 マックス総合法律事務所

(現宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所)入所(現)

2018年12月 当社社外取締役(現)

2022年3月 B-R サーティワンアイスクリーム㈱社外取締役(現) 2023年6月 ライフネット生命保険㈱社外取締役(監査等委員)(現)

2024年3月 ㈱インターメスティック社外監査役(現)

〈重要な兼職〉B-R サーティワンアイスクリーム㈱社外取締役 ライフネット生命保険㈱社外取締役(監査等委員)

(株)インターメスティック社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、他社の社外取締役及び社外監査役として、専門的な見識を有し当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

所有する当社の株式の数 569株

株主総会参考書類

候補者番号

いし みつ ま り 石光真理

(1973年10月3日生)



社外取締役 独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2006年10月

弁護士登録

野垣法律事務所入所

2008年5月

(株愛媛朝日テレビ番組審議委員(現)

2009年4月

森・石光法律事務所開設 愛媛弁護士会副会長

2021年4月 2021年10月

みかん法律事務所開設 (現)

2021年12月

当社社外取締役 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取 締役会にて有益な意見を述べていることか ら、引き続き、上記の役割を果たしていただ けることが期待されるため、社外取締役とし て適任と判断しました。

所有する当社の株式の数 440株

候補者番号

くろ だ 黒田はるひ

(1987年4月16日生)

再任

社外取締役 独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2011年8月

弁護十登録

2011年9月

西村あさひ法律事務所入所 本間合同法律事務所入所 (現)

2016年 4 月 2021年12月

当社社外取締役 (現)

2023年6月

(㈱セゾン情報システムズ(現㈱セゾンテクノロジー) 社外取締役(現)

〈重要な兼職〉(株)セゾンテクノロジー社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護十及び他社の社外取締役として、専門的 な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見 を述べていることから、引き続き、上記の役 割を果たしていただけることが期待されるた め、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数 440株

候補者番号

かな が さき え み 金ヶ崎絵美

(1976年6月18日生)

再任

社外取締役 独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2012年12月

弁護士登録

2017年4月

十条王子法律事務所開設 (現) 日本弁護士連合会常務理事

2022年4月

2023年12月

当社社外取締役 (現)

〈重要な兼職〉十条王子法律事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取 締役会にて有益な意見を述べていることか ら、引き続き、上記の役割を果たしていただ けることが期待されるため、社外取締役とし て適任と判断しました。

所有する当社の株式の数 167株

候補者番号

13

とみ た ま り 冨 田 茉 莉

(1991年6月20日生)



社外取締役 独 立 役 員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2017年12月 弁護士登録

2018年1月 シティユーワ法律事務所入所

2019年7月 ㈱ワールド入社

2022年8月 城山タワー法律事務所入所(現)

2023年12月 当社社外取締役(現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数 227株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 松下幸蔵氏及び毛鎗晶宏氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 3. 土田亮氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏、石光真理氏、黒田はるひ氏、金ヶ崎絵美氏及び冨田茉莉氏は、社外取締役候補者であり、当社は各氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。

土田亮氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

木南麻浦氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

阿部絵美麻氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

石光真理氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

黒田はるひ氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

金ヶ崎絵美氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

富田茉莉氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、土田亮氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏、石光真理氏、黒田はるひ氏、金ヶ崎絵美氏及び冨田茉莉氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

- 5. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訴費用が補償されます。ただし、補償については限度額を設けており、また被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補償対象外としております。各候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。
- 6. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ノエビアホールディングス役員持株会におけるそれぞれの持分を含んでおります。

(ご参考) 議案の承認が得られた場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

スキルの位置づけ : 当社が取締役に貢献を期待する分野

氏名		経営	生産 研究開発	財務会計	法務 コンプライアンス	ESG
大 倉	昊	0	0		0	0
大 倉	俊	0	0	0	0	0
まし だ いっ	<u>دَ</u> جَ	0	0	0	0	0
大 倉	健	0	0	0	0	0
松下幸	蔵	0	0		0	0
毛 鎗 晶	艺	0	0		0	0
	完	0			0	0
木 南 麻	浦				0	0
阿 部 絵 美	*	0			0	0
石光真	理				0	0
 黒 曲 は る	ひ				0	0
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	美				0	0
	莉				0	0

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤香代氏が任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

佐藤香代

(1979年7月22日生)



社外監査役 独 立 役 員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年10月 弁護士登録

台東協同法律事務所入所

2014年5月 法律事務所たいとう開設(現)

2019年 4 月 日本社会事業大学専門職大学院非常勤講師

2020年6月 ㈱アドバンスト・メディア社外監査役

2021年12月 当社社外監査役(現)

2022年3月 ㈱アイ・エス・ビー社外取締役(監査等委員) (現)

2023年 4 月 中央大学文学部 非常勤教員 (現)

2023年11月 台東区法曹会幹事長(現)

2024年6月 ㈱アドバンスト・メディア社外取締役(監査等委員)(現)

社外監査役候補者とした理由

弁護士及び他社の社外取締役として、 専門的な見識を有し、客観的な立場からの 有益な監査を実施していることにより、 引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、 社外監査役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

440株

〈重要な兼職〉法律事務所たいとう代表

(㈱アイ・エス・ビー社外取締役(監査等委員)

(㈱アドバンスト・メディア社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 佐藤香代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐藤香代氏は、社外監査役候補者であり、当社は同氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同 氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 - 3. 佐藤香代氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年になります。
 - 4. 監査役との責任限定契約について

当社は、佐藤香代氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

これにより、同氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

- 5. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合 における損害賠償金と争訴費用が補償されます。ただし、補償については限度額を設けており、また被保険者が法令違反を認識して行った行 為等に起因した損害は補償対象外としております。佐藤香代氏が監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主 総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。
- 6. 佐藤香代氏が所有する当社の株式の数には、ノエビアホールディングス役員持株会における持分を含んでおります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年12月7日開催の第8回定時株主総会において、年額15億円以内としてご承認いただいておりますが、その後の取締役の増員、経済情勢や経営環境の変化に伴う取締役の責務や役割等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額25億円以内に改定したいと存じます。この報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

現在取締役は13名(うち社外取締役7名)であり、第2号議案が原案通り承認可決された場合も員数に変更はございません。

本議案は、現行の役員報酬の支給水準及び取締役の員数の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、指名・報酬諮問委員会からもその旨の答申を受けております。

以上

1 グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年10月1日~2025年9月30日)における景気の動向は、緩やかな回復の動きがみられたものの、依然として不透明な状況で推移しました。

このような環境の中、中長期的な戦略のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による 節度ある成長の実現」に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高64,724百万円(前期比1.4%増)、営業利益11,075百万円(同3.0%減)、経常利益11,774百万円(同1.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8,030百万円(同0.8%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。

売上高

64,724百万円 (前期比 1.4%增)

経常利益

11,774百万円 (前期比 1.6%增)

営業利益

11,075百万円 (前期比 3.0%減)

▶親会社株主に帰属する当期純利益

8,030百万円 (前期比 0.8%增)

セグメント別の状況

化粧品事業 78.1%

化粧品事業 売上高 50.525百万円 セグメント利益 12,292百万円

化粧品事業は、売上高50,525百万円(前期比1.5%増)、セグメント利益 12,292百万円(同0.5%増)となりました。

医薬・食品事業 17.8%

医薬・食品事業 売上高 11,535百万円 セグメント利益 980百万円

医薬・食品事業は、売上高11,535百万円(前期比0.8%増)、セグメント利益 980百万円(同20.4%減)となりました。

その他の事業 **4.1**%

その他の事業 売上高 2,664百万円 セグメント利益 301百万円

その他の事業は、売上高2,664百万円(前期比1.8%増)、セグメント利益 301百万円(同8.9%減)となりました。



NOEVIR















2 対処すべき課題

今後の景気動向は、緩やかな回復が予想されるものの、物価上昇に伴う個人消費の下押しリスク等、不透明な状況が見込まれます。

このような環境の中、当社グループの主要事業である化粧品、医薬・食品事業の市場における 変化や多様化に対応するため、中長期的な戦略のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営によ る節度ある成長の実現」を推し進めていくことが対処すべき課題と認識しております。

3 経営方針及び中長期的な戦略

当社グループでは、売上高、営業利益及び自己資本当期純利益率/ROEを重要な経営指標とし、 企業価値の最大化と収益性の向上を実現してまいります。

テーマグループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現

5 つの方<u>針</u>

- 1 日本市場でのイノベーションと持続的利益創出
- 2 ブランド価値の向上
- 3 人材、組織の多様化加速
- 4 研究開発・生産・物流の多様化加速による競争力強化
- 5 変化に対応できる経営の推進

2026年9月期の連結業績予想

売上高 650億円 営業利益 114億円

4 剰余金の配当に関する方針

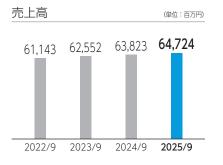
当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。よって、中長期的な事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当金は上記方針に則り、直近の配当予想から5円増配し、1株当たり普通配当230円といたしました。

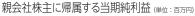
次期の配当金は、1株当たり普通配当年間230円を予定しております。

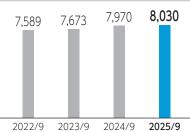
5 財産及び損益の状況

	_	<i>(</i>)		2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期 当連結会計年度
	区 分		(2021年10月1日~ 2022年9月30日)	(2022年10月1日~ 2023年9月30日)	(2023年10月1日~ 2024年9月30日)	(2024年10月1日~ 2025年9月30日)	
売	上		高 (百万円)	61,143	62,552	63,823	64,724
営	業	利	益 (百万円)	10,115	11,024	11,423	11,075
経	常	利	益 (百万円)	10,406	11,295	11,594	11,774
親会	社株主に帰属す	る当期純和	益 (百万円)	7,589	7,673	7,970	8,030
営	業利	益	率 (%)	16.5	17.6	17.9	17.1
1株	当たり当期純利	益 [EPS] (シ	主) (円)	222.20	224.66	233.34	235.10
1 7	株 当 た り	配当	金 (円)	215	220	225	230
自己:	資本当期純利益	益率 [ROE	[] (%)	14.6	14.6	15.0	15.0
総	資		産 (百万円)	76,781	77,246	76,471	76,492
純	資		産 (百万円)	52,384	53,205	53,906	54,209

(注) 1株当たり当期純利益 [EPS] は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



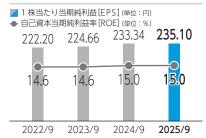




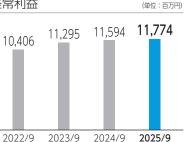
営業利益 / 営業利益率



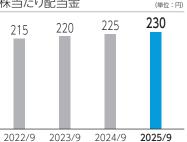
1株当たり当期純利益[EPS] / 自己資本当期純利益率[ROE]



経常利益



1株当たり配当金



6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) ノ エ ビ ア	7,319百万円	100%	化粧品の製造販売、栄養補助食品の仕入販売
常盤薬品工業㈱	4,301百万円	100%	医薬品及び食品の製造販売、化粧品の仕入販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。当社の総資産額は、44.652百万円であります。

特定完全子会社の名称	特 定 完 全 子 会 社 の 住 所 当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
(株) ノ エ ビ ア	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 25,495 百万円
常盤薬品工業㈱	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 9,028 百万円

7 資金調達の状況と主要な借入先

資金調達の状況については特記すべき事項はございません。また、主要な借入先については該当事項はございません。

8 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額: 2,555百万円 主に、滋賀工場及び三重工場の製造設備並びに土地の取得等によるものであります。

2 会社役員の状況

1 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬額	支給人員
取締役 (うち社外取締役を除く)	1,431 百万円 (1,380)	13 名 (6)
に対している。	47 (33)	3 (1)
社外役員	65	9

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

当社の役員報酬は、取締役においては、中長期的な戦略において「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を目指し、企業価値の最大化と収益の向上を実現するために、各事業年度における会社業績への個人の貢献を勘案した報酬とし、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において審議した結果を、取締役会へ答申し、取締役会は、その意見を尊重し審議の上、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。

当事業年度においては、2025年1月以降の取締役の報酬額について、2024年12月に指名・報酬諮問委員会を開催し、委員全員が出席の上、審議、同月の取締役会へ答申を行い、同取締役会において上記の方針に基づいて審議、決定いたしました。

監査役においては、適法、適正な監査の実施のため、貢献に応じた報酬としております。株主総会において承認された総額の範囲内で、各監査役の能力、監査実績などを総合的に勘案し監査役の協議にて決定することとしております。

当社の役員の報酬総額は、取締役報酬については、2018年12月7日開催の第8回定時株主総会において、年額15億円以内とすることが、監査役報酬については、2011年12月9日開催の第1回定時株主総会において、年額1億円以内とすることが、それぞれ決議されております。各決議当時の員数は、取締役は8名、監査役は3名です。

2 取締役及び監査役 (2025年9月30日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況等
代表取締役会長	大倉	
代表取締役社長	大倉俊	ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO
常務取締役	吉田 一幸	
取 締 役	海留安美	㈱ノエビア代表取締役会長
取 締 役	中野 正隆	常盤薬品工業㈱代表取締役会長
取 締 役	大 倉 健	ノエビア ユーエスエー インク Chairman
社外取締役	つち だ りょう 芫	ユーピーアール(㈱社外取締役、上智大学法科大学院教授、 弁護士 法律事務所フロンティア・ロー所属
社外取締役	木 南 麻 浦	弁護士 きなみ法律事務所代表、ソースネクスト㈱社外監査役、 ㈱かわでん社外監査役、㈱ポピンズ社外取締役(監査等委員)
社外取締役	阿部絵美麻	弁護士 宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所所属、B-R サーティワンアイスクリーム(㈱社外取締役、 ライフネット生命保険(㈱社外取締役(監査等委員)、(㈱インターメスティック社外監査役)
社外取締役	石 光 真 理	弁護士 みかん法律事務所所属
社外取締役	黒曲はるひ	弁護士 本間合同法律事務所所属、㈱セゾンテクノロジー社外取締役
社外取締役	金ヶ崎絵美	弁護士 十条王子法律事務所代表
社外取締役	富田茉莉	弁護士 城山タワー法律事務所所属
常勤監査役	がよりない。	
社外監査役	杉 本 和 也	公認会計士 税理士 杉本会計事務所代表
社外監査役	佐藤香代	弁護士 法律事務所たいとう代表、㈱アイ・エス・ビー社外取締役(監査等委員)、 ㈱アドバンスト・メディア社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 監査役杉本和也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 2. 当社は、取締役土田売氏、同木南麻浦氏、同阿部絵美麻氏、同石光真理氏、同黒田はるひ氏、同金ヶ崎絵美氏及び同富田茉莉氏、監査役杉本和也氏及び同佐藤香代氏を傾東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当社と社外取締役及び対外監査役の重要な兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年9月30日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

	地	位			氏	名		担当
執	行	役	員	橋	^{€と}		_{まこと} 真	人事部門 統括責任役員
執	行	役	員)3)	にゅう 生	光	嘉	経理部門 統括責任役員
執	行	役	員	鮎	かわ	かず 和	t t	経営企画、広報・IR部門 統括責任役員
執	行	役	員	t.	なか	達	^p	総務法務部門 統括責任役員

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年11月5日

和

株式会社ノエビアホールディングス 取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 神 戸 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福 岡 宏 之

公認会計士 =

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノエビアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団 の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容 の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定 に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論 は、監査報告書中までに入手した監査事拠に基づいているが、将来の事業や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年11月5日

株式会社ノエビアホールディングス

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 =

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 福 出

浦 宏 和

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわ ち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点に おいて適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責 任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法 人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

個別注記表(誤謬の訂正に関する注記)に記載されているとおり、会社は過年度における誤謬についての訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容 の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重 要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響 を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため に、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状 況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報 告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、 構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求 められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

L) F

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につ いては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、 その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本 等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月6日

株式会社ノエビアホールディングス 監査役会

常勤監査役 小 山 降 印

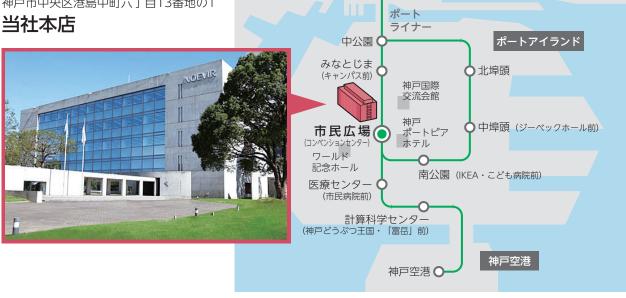
社外監査役 杉 本 和 也 印

社外監査役 佐藤香代印

株主総会会場 ご案内

会 場

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1



西明石・姫路方面

花隈 🕒 元町 🕒

元町 ●

県庁前 ● (市営地下鉄)

新神戸

宮

新幹線

(阪急)-

阪神)

新大阪・京都方面

● 大阪梅田

● 大阪梅田

●大阪



当社は、株主総会におけるお土産配布は行っておりません。 ご了承ください。





